

議事要旨(1) 四半期会計基準等の改正に関する検討について

冒頭、新井副委員長（専門委員長）より、前回委員会から引続き市場関係者からの意見聴取を踏まえて本日から具体的な検討に入る旨及び四半期損益計算書、四半期キャッシュ・フロー計算書及び注記事項に関するディスカッション・ポイントの説明がなされた後（審議事項（1）－1を参照）。高橋由彦専門研究員から各ディスカッション・ポイントに関する現行基準上での取扱い、市場関係者の評価及び考えられる対応の方向性について追加説明が行われた（審議事項（1）－2、3を参照）。委員等からの主な発言は以下のとおりである。

- ある委員より、今回の四半期の簡素化はコンバージェンスとは関係ないので、「コンバージェンスの観点から」といった表現は改めるべきとの意見があった。これに対して事務局からは、前回の委員会の委員の意見を踏まえて、IFRS を一つの参考に注記項目を検討しただけであり、誤解を生む恐れのある表現は改める説明があった。
- ある委員より、臨時報告書で開示している内容を四半期報告でも開示することは開示の重複になるが、これを四半期財務諸表であらためて注記することの理由をどのように整理するのか、という質問があり、これに対して事務局からは、後発事象は財務諸表の重要な注記の一つであり、簡素化すれば財務諸表の信頼性を損なう恐れがあること、また、四半期報告書で開示されていれば投資家は臨時報告書を見る必要はなく、ワンストップで情報を入手することができるという説明があった。
- 複数の委員より、「損益計算書は期首からの累計期間の情報の開示を求めることを基本とするが、四半期会計期間（3ヶ月）の任意開示も求める」案を支持する意見があった。
- ある委員より、企業が四半期会計期間（3ヶ月）のPL開示をしない場合、売上、利益、1株あたり利益は、差し引き計算で求めることができるので、開示する必要性は少ないのではという意見があった。またある委員より、売上、利益、1株あたり利益の開示については、簡便計算による算出と開示の義務付けという観点から考えると、注記を求める必要はないのではという意見があった。
- ある委員より、企業が任意で四半期会計期間（3ヶ月）のPL開示を行った場合、関連する3ヶ月情報の注記（セグメント情報、1株あたり利益及び著しい季節的変動）は強制ではなく、任意開示することが適切であるという意見があった。

- ある委員より、第1四半期と第3四半期でのキャッシュ・フロー計算書の開示を省略した場合、非資金項目の注記は限定列举でよく、また業種によって、開示すべき項目の重要性が変わるので一律の適用は好ましくないとの意見があった。
- ある委員より、1四半期と第3四半期でのキャッシュ・フロー計算書の開示を省略した場合、非資金項目等の注記の範囲は、営業キャッシュ・フローを推測するという観点から、減価償却費、のれん償却費は重要な項目だが、コストベネフィットの観点から、すべての業種に引当金繰入や設備投資額まで求める必要はないのではないかとの意見があった。
- ある委員より、連結の範囲等の重要な変更、資産の控除項目（貸倒引当金・減価償却累計額等）については、より検討を行えば注記の省略が可能ではないかという意見があった。また四半期財務諸表に関する会計基準の適用指針において、日本公認会計士協会 監査委員会報告第77号「追加情報の注記について」を参照しない場合には、四半期財務諸表規則第22条との関係を明確すべきとの意見があった。さらに四半期損益計算書（論点1）とキャッシュ・フロー計算書（論点2）については、利用者からの話をもう少し聞いたうえで判断したいとのコメントがあった。
- ある委員より、第1四半期と第3四半期でのキャッシュ・フロー計算書を省略した場合、非資金項目として多くを求めることは、財務諸表作成者への負担が重くなるので、注意を払うべきとの意見があった。
- ある委員より、1株あたりの情報の算定上の基礎により、希薄化の内容を投資家は知ることができ、また財務諸表作成者も開示しない場合であっても、計算過程で把握している数値なので開示の手間はかからないのではないかという意見があった。

以上